

労働基準広報 2017 No.1911

CONTENTS

新春対談 どうなる今年の労働基準行政 ————— 1

働く方の立場・視点に立って 「働き方改革」に取り組む

～山越敬一労働基準局長 & 労働評論家・飯田康夫氏～

厚生労働省労働基準局長の山越敬一氏と、本誌連載「労働スクランブル」の執筆者で労働評論家の飯田康夫氏が、平成29年の労働基準行政について新春対談を行った。対談の中で、山越局長は、平成29年の重点課題として、「ニッポン一億総活躍プラン」で最重点に位置づけられている「働き方改革」を挙げ、その中でも「長時間労働の是正」に取り組んでいく必要があると強調した。その上で、働き方改革において重要な視点は、働く方の立場・視点に立って、しっかり議論し、実効性のある対策を進めることであるとの考えを明らかにした。

●弁護士&元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 12

〈第29回〉過労死白書②

労働者から病名等の申告なくても会社は業務軽減等の必要な措置を行う必要が

(弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子)

●企業における多様な人材活用 ————— 24

～いま実践するダイバーシティ・マネジメント～

〈第4回〉「福祉的雇用から戦略的雇用へ

～高齢者雇用の意義と留意点」

高齢者を戦略的に雇用し
日本企業再生のヒーローへ

(県立広島大学経営専門職大学院教授・木谷宏)

●労働判例解説/ハマキョウレックス事件 — 32

正社員と有期契約労働者との間で諸手当に差異
通勤手当のほか無事故手当や作業手当
などの差異も労契法20条違反と認定

(平成28年7月26日 大阪高裁判決)

(弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕)

●解釈例規物語⑥7 ————— 46

第24条関係

欠勤・ストライキに対する
家族手当等のカット

(中川恒彦)

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉 — 52

第34講 懲戒制度の適正運用と今後の課題

使用者には労働者間の衝突に対する
適切調整など職場環境配慮義務ある

(北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏)

本誌読者アンケート — 45 ●企業税務講座③「国

際戦略トータルプラン」富裕層などの租税回避行為に適切に対処 (弁護士・橋森正樹) — 61 ●連載

労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 66 ●NEWS — 68 ●労務資料 平成27年労働安全衛生

調査 (実態調査) 結果①～事業所調査～ — 74 ●わたしの監督雑感 北海道・旭川労働基準監督

署長 八島寿春 — 86 ●編集室 — 88

労務相談室

回答者

労働基準法 [通常勤務後の同日夜から急きょ勤務] 割増賃金の扱いは	80	弁護士・荻谷聡史
労働基準法 [執行役員制度の労働基準監督署への届出] 必要あるか	82	弁護士・平井彩
保険手続 [年金機構から特定適用事業所該当通知書が届いた] 手続き必要か	84	特定社労士・飯野正明

新年特別合併号

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>